滝沢市産学共同研究事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　共同研究を実施することにより、新たな雇用の創出及び地域産業の活性化並びに大学等との連携強化を図るため、市内企業者等が産学共同研究事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、滝沢市補助金交付規則（令和４年滝沢市規則第３０号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）市内企業者等　市内に事業所を有する企業若しくは団体又は市内に住所を有している個人をいう。

（２）大学等　大学、短期大学、高等学校、高等専門学校その他試験研究機関をいう。

（３）産学共同研究　市内企業者等が大学等と共同で実施する研究をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、産学共同研究を行い、又は行おうとする市内企業者等に限る。

　（補助金の交付の対象及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は（以下「補助対象経費」という。）は、産学共同研究に要する経費とし、これに対する補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とする。ただし、５０万円を限度とする。

２　前項の規定に関わらず、当該産学共同研究が当該補助金のほかに行政機関又は大学等（以下「他機関」という。）から補助金を受ける場合は、当該補助対象経費から他機関からの補助金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

３　次に該当する費用は、補助対象経費として計上することができないものとする。

（１）食糧費

（２）備品購入費（市長が特に認めるものを除く。）

（３）その他補助対象経費として計上することが不適当と市長が認めたもの

（提出書類）

第５条　規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第１に定めるとおりとする。

　（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付対象者による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は１年度１回とする。

２　過年度において当該補助金の交付を受けた産学共同研究の内容は、再度交付申請することができないものとする。ただし、産学共同研究が複数年に及ぶ必要があると市長が認める場合は、３年間に限りその一部を年度ごとに交付申請することができる。

（審査会）

第７条　交付申請に係る産学共同研究の内容を審査するため、滝沢市産学共同研究事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

　（補助金の交付の決定）

第８条　市長は、交付申請があったときは、前条に定める審査会の意見を聴いた上で、補助金の交付の決定または不決定をするものとする。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、産学共同研究事業に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（１）施行期日

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（２）経過措置

　　　この告示による改正後の滝沢市産学共同研究事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に応募のあった補助金について適用し、同日前に応募のあった補助金については、なお従前の例による。

別表第１（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類 | 提出部数 | 市長が定める期日 |
| 規則第４条 | １　滝沢市産学共同研究事業費補助金交付申請書（様式第１号） | １部 | 別に定める。 |
| ２　事業計画書（様式第２号） | １部 |
| ３　収支予算書（様式第３号） | １部 |
| ４　暴力団排除及び補助金等の交付条件に関する誓約書及び同意書（様式第４号） | １部 |
| ５　その他市長が必要と認める書類 |  |
| 規則第１４条第１項 | １　滝沢市産学共同研究事業完了報告書（様式第５号） | １部 | 別に定める。 |
| ２　収支決算書（様式第６号） | １部 |
| ３　産学共同研究に関する大学等との契約書の写し又は大学と共同研究を実施したことが分かる書類 | １部 |
| ４　その他市長が必要と認める書類 |  |
| 規則第１７条第１項 | 滝沢市産学共同研究事業費補助金請求書（様式第７号） | １部 | 別に定める。 |